

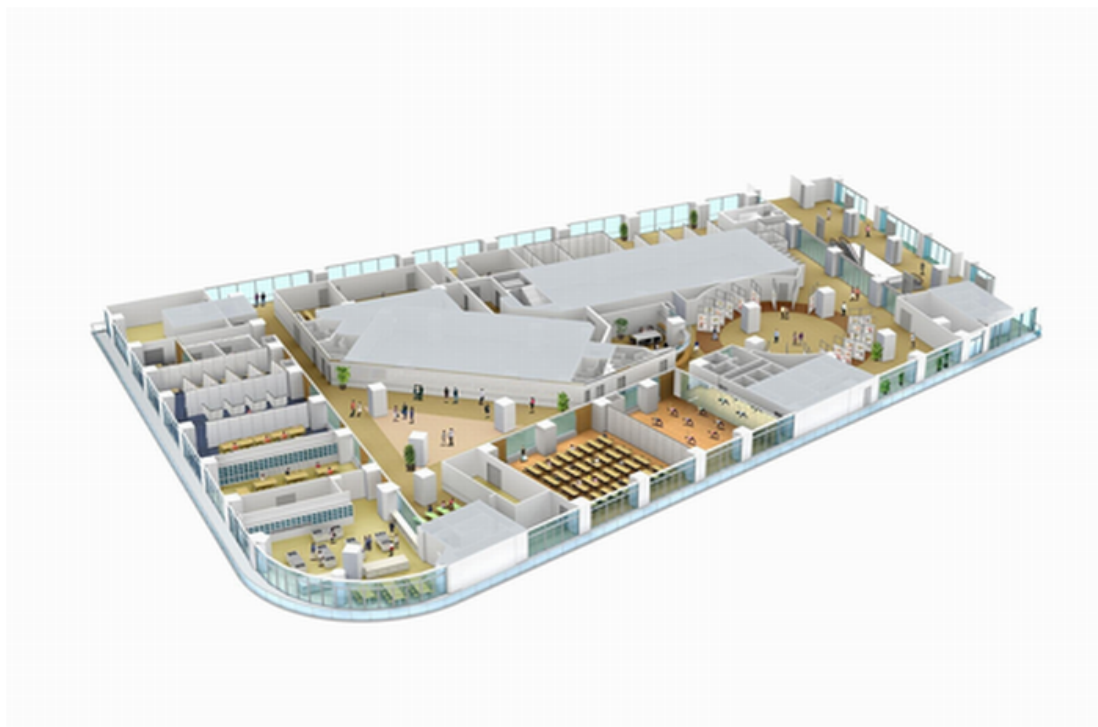
相模原市立 市民・大学交流センター

ユニコムプラザ さがみはら

シェアードオフィス

利用募集要領

2026 年度版



ユニコムプラザさがみはら

I ユニコムプラザさがみはら（相模原市立 市民・大学交流センター）

ユニコムプラザさがみはら は、地域活動を行う市民や団体と、高度な専門性を有し豊富な人材を抱える大学が連携して、様々な分野にわたる地域の課題解決や活性化を図り、快適で魅力あるまちづくりを推進する施設です。

1. 名称 相模原市立 市民・大学交流センター

2. 愛称 ユニコムプラザさがみはら

3. 所在地

相模原市南区相模大野3丁目3番2-301号

4. 面積 2,96582㎡

5. コンセプト 大学との連携による新たな活動の創造

6. 3つの機能

(1) 交流・発信機能

市民と大学が交流する場を提供するとともに、広く大学の研究、教育活動や地域連携の取り組み等を発信する機能

(2) 学習・研究機能

市民が地域課題の解決や地域の活性化につながる専門的な知識・技術を学習するとともに、市民と大学が共同して研究する機会を提供する機能

(3) リエゾン（橋渡し）機能

市民や団体と大学が連携を深め、課題を共有し、大学の専門性と人材を活用して地域課題の解決や地域の活性化に取り組むための橋渡し機能

7.利用時間

9時から22時まで

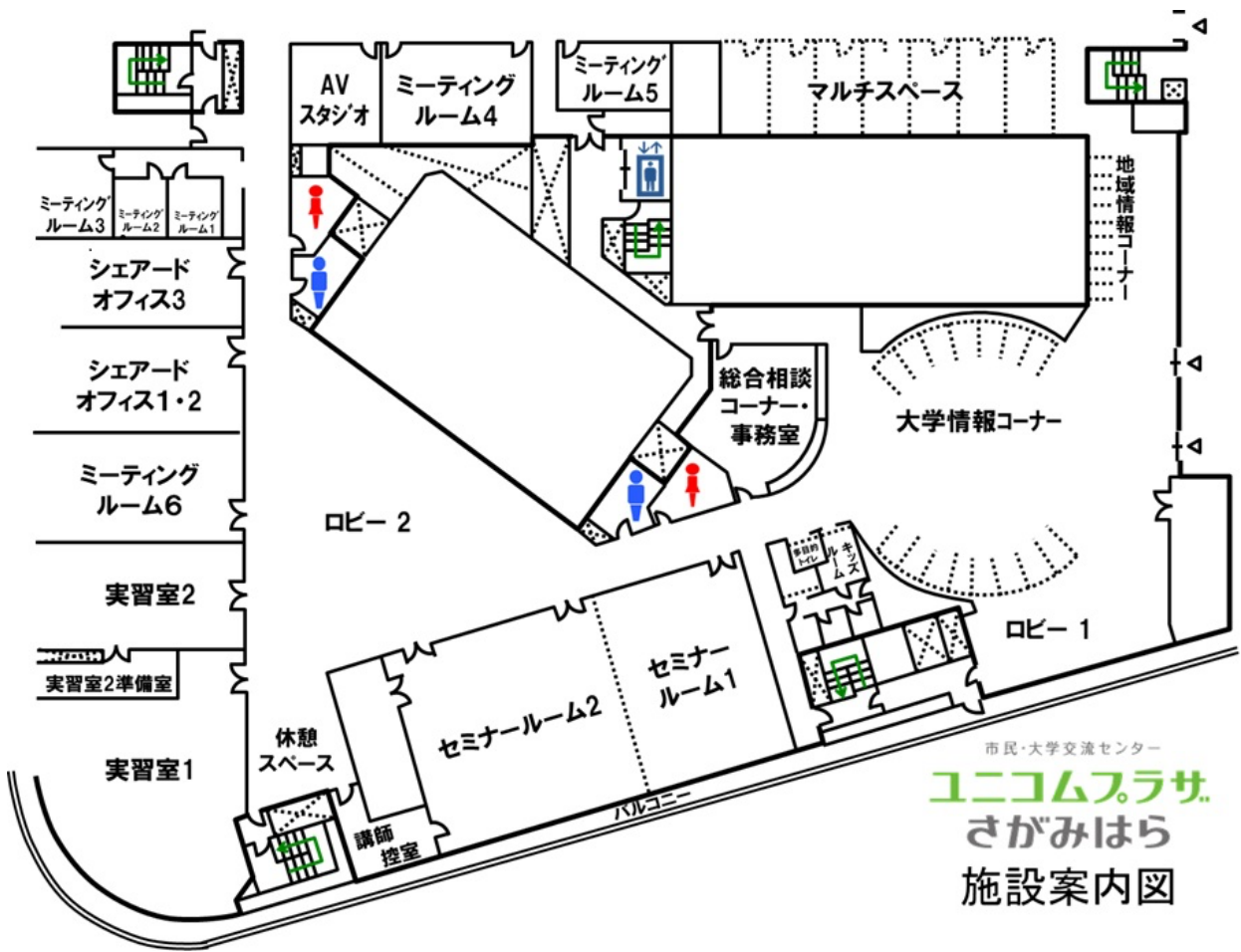
休所日：12月29日～1月3日 及び 施設点検等で休所とする日

8.管理運営（指定管理者）

公益社団法人 相模原・町田大学地域コンソーシアム

※この施設は、相模原市立市民・大学交流センター条例及び規則に基づいて運営されています。

9.施設概要



< シェアードオフィス とは >

シェアードオフィスは、大学の専門性などを活用して、地域の課題解決や活性化を目指そうとする個人・団体が、地域活動を行うためのレンタルオフィスです。

大学との連携や様々な交流を通じて、新たな活動の展開にお役立てください。

- 7つのメリット -

1. 快適なオフィス空間

ゆとりのデスク、ゆったりとしたデスクチェア、共有の談話コーナーなど、快適なオフィス空間を提供します。

2. 安心なオフィス環境

シェアードオフィスのセキュリティを確保するため、専用カードによる入退室管理など、安心なオフィス環境を提供します。

3. 無料のアドバイス・コンサルティング

ユニコムプラザの職員による大学や地域との連携に関するアドバイス・コンサルティングが無料で受けられます。

4. さまざまな交流機会の提供

シェアードオフィス内に設置されている共有談話コーナーや定期的に行われる交流会など、さまざまな交流機会を提供します。

5. PR

ユニコムプラザさがみはらの館内の掲示や情報紙、ホームページなどを活用して、広く市民の皆さんに、利用者の活動をPRします。

6. 利用料金の5割減額

地域の課題解決や活性化を図るための事業実施のためにユニコムプラザさがみはらの施設を使って利用する場合、大学と連携するなど一定の条件を満たす場合には、施設利用料金の5割を減額します。

7. 事務所の登記もできます

NPO法人の法人所在地として、団体事務所の登記が可能です。

II シェアードオフィス 利用募集要領

1. シェアードオフィスの概要

タイプ	ブース数	利用料金(月額)
シェアードオフィス1	7	6,700円
<p>【タイプの説明】</p> <p>部屋には7のブース(個別の机)を設置しており、これらはオフィス1の利用者がフリーアドレス形式で共有して使うブースです。また、ひとつの団体が3人以内で利用される場合は、人数分のブースを利用することができます。</p> <p>なお、上に示した利用料金は一人当たりの金額です。団体として3人以内の利用をお申込みされる場合は、人数分の利用料金が必要となります。</p> <p>ちなみに、ご利用される際にオフィス内のブースが全て埋まっている場合には、共有談話コーナーなどを使うことができます。</p>		
<p>【無料設備】</p> <p>電気コンセント、インターネットモジュラジャック、机7、共有談話コーナー</p> <p>なお、専用の電話回線やインターネット回線を敷設する場合は、必要な手続きおよび経費は利用者負担になります。</p>		

タイプ	ブース数	利用料金(月額)
シェアードオフィス2	4	25,400円
<p>【タイプの説明】</p> <p>パーティション（高さ1.5メートル程度）で仕切られた2人用の事務スペースです。</p>		
<p>【無料設備】</p> <p>電気コンセント、インターネットモジュラジャック、机2、イス2、書庫（鍵付き）2、コートハンガー1、共有談話コーナー</p> <p>なお、専用の電話回線やインターネット回線を敷設する場合は、必要な手続きおよび経費は利用者負担になります。</p>		
タイプ	ブース数	利用料金(月額)
シェアードオフィス3	4	41,100円
<p>【タイプの説明】</p> <p>ハイ・パーティション（高さ2メートル程度）で仕切られた4人用の事務スペースです。スペースの入口には鍵付きドアがあります。利用者が机・イス等の備品を用意し、自由にレイアウトしてください。</p>		
<p>【無料設備】</p> <p>電気コンセント、インターネットモジュラジャック、共有談話コーナー</p> <p>なお、専用の電話回線やインターネット回線を敷設する場合は、必要な手続きおよび経費は利用者負担になります。</p>		

2. 利用期間

利用期間は、1年単位とし、更新可能回数は、2回までで最大3年間を限度とします。

※4年目以降の利用を希望する場合は、改めて利用申請を行っていただきます。

3. 募集数

タイプ	募集数
シェアードオフィス1	7ブース
シェアードオフィス2	4ブース
シェアードオフィス3	4ブース

4. 応募資格

応募できる個人・団体は、次の事項を満たす個人・団体とします。

(1) シェアードオフィス1

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校のうち専門課程を置くもの（以下「大学等」という）と連携し、地域の課題の解決又は地域の活性化を目的とする活動を行おうとする個人又は3人以内の団体

(2) シェアードオフィス2 及びシェアードオフィス3

大学等又は大学等と連携し、地域の課題の解決若しくは地域の活性化を目的とする活動を行おうとする団体（以下「地域活動団体」という）

※ただし、次のいずれかに該当する個人・団体は、応募できる個人・団体から除きます。

- ・営利を主たる目的とする法人その他の団体
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする法人その他の団体
- ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする法人その他の団体
- ・特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする法人その他の団体

5. 応募方法

利用承認申請書に事業計画書等を添えて、提出してください。

なお、提出にあたっては、受付時間等につき担当者に事前にご相談ください。

6. 提出書類

タイプ	提出書類	説明	部数
シェアード オフィス1	利用承認申請書	様式集の「利用承認申請書」に 所定の事項を記入してください	1
	事業計画書	事業計画書(シェアードオフィ ス1用の様式)は、活動に係る利 用の計画を記入してください	1
	住民票	代表者の直近のもの	1

シェアード オフィス2・3	利用承認申請書	様式集の「利用承認申請書」に 所定の事項を記入してください	1
	事業計画書	事業計画書(シェアードオフィ ス2・3用の様式)は、活動に係 る利用計画を記入してください	1
	収支決算書	団体の前年度の財務状況が分か るもの	1
	規約・会則等	団体の概要が分かるもの	1
	役員名簿・構成員名簿	写し	1
	登記簿等	法人の登記簿謄本又は代表者の 住民票の写し	1

※上記の提出書類作成にかかる費用は、申請者の負担となります。

7. 利用承認の決定

提出された申請書等に基づき審査を行い、利用承認の可否を決定します。結果については、文書にて申請者に通知します。

8. 利用料金の支払い

利用料金は、指定管理者が発行する請求書により、原則として、当月分を前月の末日までに納めていただきます。(1月末満の端数があるときは、利用料金は日割りにより計算します。)

9. 利用条件

- (1) 月1回程度の利用者の交流会に参加してください。
- (2) 利用者のセキュリティ確保のために、カードによる入退室を行います。カードを有しない来客等との面会は、ロビー等をお願いします。
- (3) 利用者は、原則として週2日以上のご利用をお願いします。
- (4) 連続して1ヶ月の利用がない場合は、退居していただくことがあります。
- (5) 電気を使用する機材で持ち込めるものは、電話、ファクシミリ、パソコン程度のものとし、大量に電力を消費する機器は使用できません。

10 利用承認の取消し等条例に定められている事項（抜粋）

(1) 利用承認の取消し

利用の承認の条件に違反したときや利用の申請に虚偽又は不正があったときなど、利用承認を取り消します。

(2) 権利譲渡等の禁止

利用の権利を譲渡し、又は転貸してはいけません。

(3) 販売行為等の禁止

物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為などをしてはいけません。

(4) 原状回復の義務

利用者は、利用を終了したとき、又は利用の制限を受け、若しくは利用を中止されたときは、直ちに原状に復旧してください。

Ⅲ お問い合わせ

ユニコムプラザさがみはら

所在地 〒252-0303

相模原市南区相模大野3丁目3番2号 bono相模大野サウスモール3階

電話 042-701-4370

H P <http://unicom-plaza.jp/>

担当 事業担当 (soudan@unicom-plaza.jp)

以上